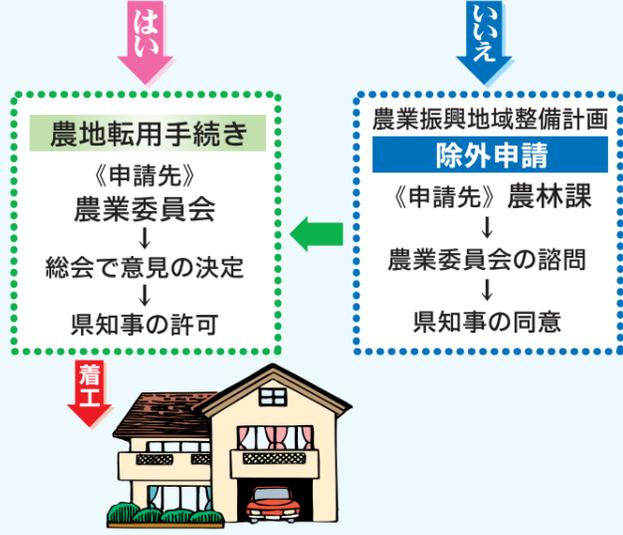


農振除外から農地転用手続きの流れ

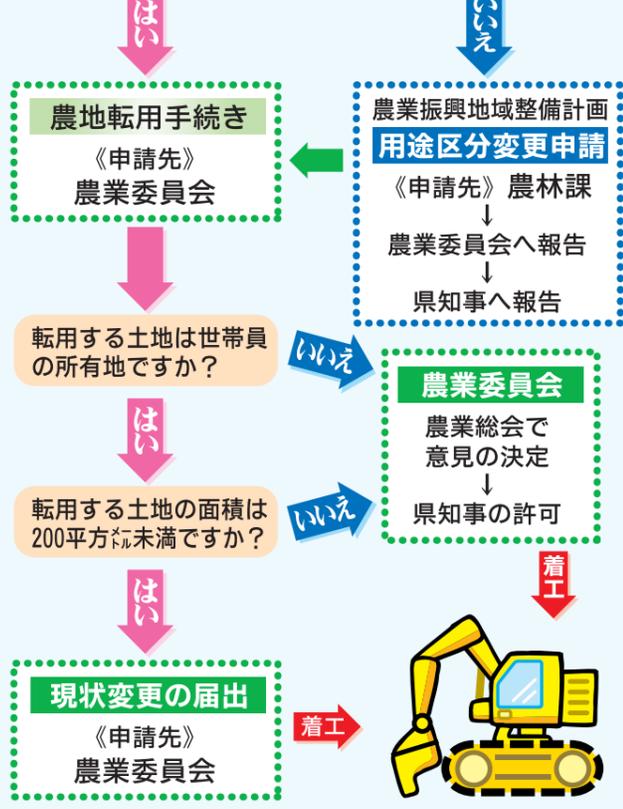
1 住宅・倉庫などを建てる場合

設置する場所は農用区域から除外されていますか？



2 農業生産用施設、たい肥舎などを建てる場合

設置する場所は農用区域から除外されていますか？



農地の転用を予定している人は申し出を

市は、平成19年度に「奥州農業振興地域整備計画」を策定します。これに伴い「農用区域への編入と農用区域からの除外申し出」を受け付けます。この申し出は、原則として見直しの時期にしか受け付けません。3、4月はその申し出の時期になりますので手続き方法などについてお知らせします。

策定

奥州農業振興地域整備計画

～優良農地の確保と計画的な農業の振興～

④土地改良事業などの土地基盤整備事業が完了した翌年度から数えて、8年を経過していること

農振除外の手続きは、農振計画見直しの時期に受け付けています。計画の見直しは5年ごとに行っており、今回の見直し後は原則として平成24年まで農振除外ができなくなります。今後、農地の転用を計画している

農用区域の確認を

農用区域内で一般住宅の建築や宅地の拡張などの計画があり、農振除外の手続きが必要となる人は、平成19年3月1日から4月16日までに相談してください。

今回の見直しで農振除外が認められた場合、当該地を農地以外に利用できるのは、早くても

相談・申し出受け付けは

3月1日から4月16日まで

人は、各総合支所農林担当課へご相談ください。

■問い合わせ
各総合支所農林担当課

農業振興地域の区域内で、特に農地として利用するための区域を農用区域といいます。

この農用区域は、優良な農地として保全するため、ほ場整備事業の導入や中山間地域等直接支払制度、農地の売買の際の税制上の優遇措置などが適用されます。しかし、農業以外の目的での利用は制限されるため、

農用区域ってなに？

農業振興地域整備計画（農振計画）とは、農業の振興を行う地域を明らかにして、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進する農業振興の総合的計画です。この計画は、生産性の高い農業基盤や農村の環境整備などを進めるためにもとても重要なものです。

計画の対象となる土地は、国有林や都市計画用途地域などを除くほぼ全域となっています。

農業振興地域整備計画ってなに？

市が平成19年度に策定する「奥州農業振興地域整備計画」は、旧市町村で策定されていたそれぞれの計画を見直し一本化するものです。

農業振興地域整備計画（農振計画）とは、農業の振興を行う地域を明らかにして、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進する農業振興の総合的計画です。この計画は、生産性の高い農業基盤や農村の環境整備などを進めるためにもとても重要なものです。

農振除外できる土地は？

- ①農用区域以外に代替すべき土地がないこと
- ②農用区域の農業上の効率的で総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- ③農用区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと

農用区域内の土地を農地以外に利用する場合は、農業委員会へ農地転用許可申請をする前に、農用区域から除外する手続きが必要となります。

この「農業振興地域における農用区域からの除外」のことを一般に「農振除外」と呼んでいます。